

監査結果公表第27-15号

包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成28年3月2日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	土井田隆行
同	吉村和三治

記

1 措置の通知

平成14年度から26年度までの各年度包括外部監査結果に基づく措置の通知  
平成28年2月29日付け 政行第154号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市監査事務局  
電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧  
できます。

八尾市監査委員 田 中 清 様  
八尾市監査委員 八 百 康 子 様  
八尾市監査委員 小 湊 雅 子 様  
八尾市監査委員 土井田 隆 行 様  
八尾市監査委員 吉 村 和三治 様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年 1 月 20 日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成 14 年度包括外部監査について

出資法人(4 法人)の財務事務及び八尾市の 4 出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について

○平成 19 年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成 21 年度包括外部監査について

委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

○平成 22 年度包括外部監査について

歳入の執行事務について

○平成 23 年度包括外部監査について

教育行政における取組み等について

○平成 24 年度包括外部監査について

水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について

○平成 25 年度包括外部監査について

公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

○平成 26 年度包括外部監査について

生活保護事業に関する事務の執行について

※なお、平成 15 年度包括外部監査「補助金の財務事務の執行について」、平成 16 年度包括外部監査「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成 17 年度包括外部監査「「公の施設」の管理運営について」、平成 18 年度包括外部監査「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」及び平成 20 年度包括外部監査「国民健康保険事業及び介護保険事業について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

包括外部監査における改善措置等の状況(平成28年1月20日現在)								【参考】
年度	監査の内容	結果意見の件数		平成27年7月20日 までの 取り組み済み件数	今回取り組み済みとなった項目			次回以降要対応件数
					取り組み済み件数	うち「措置済み」件数	うち「市の判断により対応」 件数	
14	出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について	結果	22	22	—	—	—	0
		意見	53	52	1	1	0	0
15	補助金の財務事務の執行について	結果	9	9	—	—	—	0
		意見	246	246	—	—	—	0
16	八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について	結果	0	—	—	—	—	0
		意見	30	30	—	—	—	0
17	「公の施設」の管理運営について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	50	50	—	—	—	0
18	八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	62	62	—	—	—	0
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	33	27	0	0	0	6
20	国民健康保険事業及び介護保険事業について	結果	3	3	—	—	—	0
		意見	19	19	—	—	—	0
21	委託契約及び工事請負契約の事務の執行について	結果	10	9	1	1	0	0
		意見	44	44	—	—	—	0
22	歳入の執行事務について	結果	5	5	—	—	—	0
		意見	25	23	0	0	0	2
23	教育行政における取組み等について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	18	15	1	1	0	2
24	水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	8	5	1	1	0	2
25	公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	結果	1	1	—	—	—	0
		意見	9	7	0	0	0	2
26	生活保護事業に関する事務の執行について	結果	7	7	—	—	—	0
		意見	22	18	0	0	0	4
合 計		結果	79	78	1	1	0	0
		意見	619	598	3	3	0	18

※網掛け分は、結果・意見への措置等が完了したものの

## 1. 平成28年1月20日現在で改善措置等を講じた事項

【平成14年度】出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 財団法人八尾市清協公社について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	清協公社の今後のあり方について イ) し尿収集業務以外の業務の段階的廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民間へ移行していくのが望ましい。	平成27年4月にし尿汲取り業務の一部を市の直営業務とし、次年度以降も順次市の直営業務の範囲を広げていく予定です。 放置自転車移動保管等業務については平成27年度中の廃止に向け、関係機関と協議を進めています。	放置自転車移動保管等業務について平成27年12月末に、民間会社に業務委託することにより、し尿汲取り業務以外の業務の段階的廃止は完了しました。 なお、し尿汲取り業務については平成27年4月に一部を市の直営業務とし、次年度以降も順次市の直営業務の範囲を広げてまいります。 <b>(措置済み)</b>

【平成21年度】委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

3. 契約別監査の結果

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市政情報課	グループウェアシステム保守業務委託契約、住民情報システム電算オペレーション業務委託契約(表中7、9)について	単価・工数の妥当性に関して、実績チェックが行われていない。システム更新時に実績チェックを行い、その結果を次のシステム更新時の要求仕様へ反映すべきである。	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 グループウェアシステム保守については、業者選定時に保守内容と保守金額を合わせて評価を行い決定したものであり、その意味から妥当性のある金額となっています。そのため実績チェックについては、業務が契約内容どおりに履行されているかどうかのチェックと、できていない場合の指示などを目的として行うもので、単価・工数の妥当性を見出すために行うのは困難です。よって、平成24年度グループウェアの更新において、基幹システム最適化において精査した仕様を元に運用保守要件を精査した上で、設計開発と運用開始後5年間の運用保守費用の総額により費用比較を行い、価格競争入札により業者を決定しました。 <b>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</b> オペレーション業務については、業務担当課における自主的な業務改善、処理内容見直しや制度変更による増減が頻繁に発生しており、オペレーション単位で価格設定・工数を算出することは困難です。そのため、各オペレーション業務のチェックについても、業務担当課から要求のあった処理が間違いなくオペレーションされているかどうか等の実績チェックが中心となります。	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 グループウェアシステム保守については、業者選定時に保守内容と保守金額を合わせて評価を行い決定したものであり、その意味から妥当性のある金額となっています。そのため実績チェックについては、業務が契約内容どおりに履行されているかどうかのチェックと、できていない場合の指示などを目的として行うもので、単価・工数の妥当性を見出すために行うのは困難です。よって、平成24年度グループウェアの更新において、基幹システム最適化において精査した仕様を元に運用保守要件を精査した上で、設計開発と運用開始後5年間の運用保守費用の総額により費用比較を行い、価格競争入札により業者を決定しました。 <b>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</b> オペレーション業務については、業務担当課における自主的な業務改善、処理内容見直しや制度変更による増減が頻繁に発生しており、オペレーション単位で価格設定・工数を算出することは困難です。そのため、各オペレーション業務のチェックについても、業務担当課から要求のあった処理が間違いなくオペレーションされているかどうか等の実績チェックが中心となります。

				<p>上記を踏まえ、平成 27 年度に執行予定のオペレーション業務の入札では、現業務の実績チェックを行い、その結果を要求仕様書に反映して、より適正な調達を行います。</p>	<p>上記を踏まえ、平成 27 年 10 月のオペレーション業務の調達において、現業務の実績チェックを行ない、その結果を要求仕様書に反映させた上で入札を行うことで、より適正な調達を実施しました。 (措置済み)</p>
--	--	--	--	--	--

【平成23年度】教育行政における取組み等について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取組み等について

2. 市立幼稚園の運営について

(1)市立幼稚園数の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取組み等の内容と改善の方針
1	教育政策課	市立幼稚園の再編を検討すべきである	<p>現在、市立幼稚園がハード面で余裕のある運営を行っており、また、園の数が多く、園児1人あたり人件費が府内他市町村よりも高額になっている。また、今後も園児数が減少することを考えると、市は市立幼稚園の運営効率化を図るために再編を検討すべきである。</p> <p>この点、市は、幼保一体化を進める中で、幼稚園と保育所を就学前施設一体として捉え効率的な配置を検討しており、幼保一体化を計画的に進めていく必要があるが、まずは暫定的に幼稚園の再編を実施することにより、運営の効率化を早い時点で一部達成することができる。</p> <p>また、市は平成 27 年度までにすべての市立幼稚園の耐震化を完了することとしているが、再編を迅速に完了させることにより、将来の利用が見込めない建物に対する耐震化費用の投資を回避することが可能となることにも留意すべきである。園児の安全確保を図る上で優先的、重点的に耐震補強工事は実施すべきと考えるが、建替時期が近づいている施設等については、二重投資となることを認識して進めるべきである。</p>	<p>H27.7.20 までの取組み等の内容と改善の方針</p> <p>市立幼稚園の再編については、「就学前施設における教育・保育と子育て支援～公立の認定こども園の整備～(素案)」をとりまとめ、市民意見提出制度の実施いたしました。今後、市民意見を基に検討を加えるなかで、幼稚園の再編を進めてまいります。</p> <p>一方で、耐震化工事などの施設整備経費については、建替時期が近づいている施設はなかったことから、園児の安全確保を図るため、平成 27 年度中にすべての市立幼稚園について耐震化を完了することとしております。</p>	<p>H28.1.20 までの取組み等の内容と改善の方針</p> <p>市立幼稚園の再編については、平成 27 年8月に「就学前施設における教育・保育と子育て支援計画(公立の認定こども園の整備)」を策定しました。今後はこの計画に基づいて進めてまいります。</p> <p>一方で、耐震化工事などの施設整備経費については、建替時期が近づいている施設はなかったことから、園児の安全確保を図るため、平成 27 年度中にすべての市立幼稚園について耐震化を完了することとしております。 (措置済み)</p>

【平成24年度】水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について  
 (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

4. 効率的な資金運用について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	経営総務課	現金預金の運用について	平成 23 年度における資金状況であれば、1,000,000 千円の資金運用が可能であったが効率的な資金運用を行っていなかった。 適切な資金残高と資金運用額のバランスの検討が必要である。	水道使用者から頂いた大切な資金の運用については、余剰資金を安全性を確保した上で効率的な運用に努める必要があります。八尾市水道局資金管理運用基準に基づき、当局の余剰資金の運用については、安全性・確実性を最優先とし、当該基準のもと金融機関への定期預金を実施しています。 また、資金運用基準の見直しの一環で、金融機関以外に対して資金運用も行えるよう関係機関と、現在協議を行っており、引き続き検討を進めてまいります。	余剰資金の運用については、八尾市水道局資金管理運用基準(以下「基準」という。)に基づき、安全性・確実性を最優先としながら、資金残高とのバランスを考慮した上で資金運用額を見直し、見積を徴収の上、利率の高い金融機関へ定期預金を実施することにより、受取利息を着実に増加させることができました。 さらに、運用の見直しにより、金融機関への定期預金に加え、八尾市公共下水道事業に対して余剰資金の貸付を実施いたしました。 今後とも基準に基づき、効率的な資金運用を行ってまいります。 <b>(措置済み)</b>

## 2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

### 【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

#### (意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

##### 1. 職員数

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(1)定数管理	<p>定員数は減少している一方、条例上の職員定数は2,587人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人となる。</p> <p>定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応することができる雇用形態となっている。また、正規の職員に比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。</p> <p>しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定めている趣旨を損ないかねない。</p> <p>定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標しか設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべきである。</p>	<p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、数値目標を定めることが難しい状況は継続しております。</p> <p>平成27年6月に策定した「八尾市行財政改革指針」において、多様な人材の活用など、人件費総額抑制のための取り組みの必要性をうたっており、今後も、人件費総額についてのトータルコストを意識しながら、定数外職員の任用に関する個別理由を精査し、引き続き、数値目標となるべき指標のあり方について検討してまいります。</p>	<p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、現在、「八尾市行財政改革指針」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p>
2	人事課 行政改革課	(2)職員配置	<p>(市長部局)</p> <p>現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げられており、八尾市もそれにならって職員配置を行っている。</p> <p>過去における職員配置の方法は、新規事業のために人員増の必要があった場合、それ以外の部に対する一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われている。また、一時的な業務量の増加についてはアルバイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシングするなど、条例で定められた定数を超えないように対応している。</p> <p>しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な人員配置を行なう必要がある。</p> <p>また、それを可能とするための取り組みの一環として、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後者については業務内容によってアルバイトの雇用や業者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討</p>	<p>平成27年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>さらに、提案型公共サービス実施制度については、平成26年度に新たに導入した事業選定の仕組み(業務の外部委託の可能性を探るための事業提案の募集を行うこと)の活用により、外部委託化を進めることとなった業務について、平成27年度より外部委託により実施しております。</p> <p>また、平成27年6月に策定した「八尾市行財政改革指針」において、人口減少や少子高齢化の進行を踏まえた適切な職員配置の必要性をうたっており、上記の業務の実施状況等の検証をはじめ、適切な職員配置のあり方を引き続き検証してまいります。</p>	<p>平成27年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、「八尾市行財政改革指針」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、人件費を含めたフルコストの視点から事務事業の再点検やサービス実施手法等の見直しを行い、その中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、外部委託を進めるべき業務における提案型公共サービス実施制度の活用等を検討し、適切な職員配置のあり方を検証してまいります。</p>

		<p>すべきである。</p> <p>事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、現状、大半の課において担当制が導入されていることから、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシップの発揮が望まれる。</p> <p>さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれにかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件費と代替コストのトータル管理が必要である。</p> <p>一方、制度改正が頻繁に行なわれる部署においては業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざるを得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点から当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を適切にするために必要と考える。</p>		
--	--	--	--	--

## 2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表</p> <p>八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止することといたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>	<p>H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止することといたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>



3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	人事課	(1)期末手当・勤勉手当	ア)勤勉手当の支給額の算定方法 勤勉手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤勉手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤勉手当の趣旨を反映したものとはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤勉手当への反映はさせていない。評価結果を勤勉手当の支給率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべきである。	人事評価については、平成21年度から、管理職だけではなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職には、実績評価を加え、職員の人材育成を目的に、継続試行実施しています。勤勉手当への反映については、平成26年5月の地方公務員法改正に基づく制度構築をしていく中で、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも検討してまいります。	人事評価については、平成21年度から、管理職だけではなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職には、実績評価を加え、職員の人材育成を目的に、継続試行実施しています。勤勉手当への反映については、平成26年5月の地方公務員法改正に基づき、同法が施行される平成28年4月からの運用開始に向け、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも検討を進めております。
5	人事課 行政改革課	(4)超過勤務手当	(市長部局等) 平成18年度の所属別超過勤務時間(年間平均)が多い所属について、各所属内で超過勤務時間にばらつきが生じている理由及び特定の職員の超過勤務時間が他の職員と比較して著しく多い理由等を聴取した。 その結果、前者については所属内における担当業務の内容により超過勤務に差が生じていること、後者については部総務担当としての業務にも従事している等、部内の間接部門としての役割も担っていることが判明した。 また、超過勤務時間の多い職員の上位30名をリストアップし、それらを所属別に集計し、平均超過勤務時間を算定した結果は以下のとおりであり、所属ごとに算出した一人当たり超過勤務時間と上位者のそれを比較すると大きく乖離しており、特定の職員に超過勤務の傾向があると考えられる。 「担当制」を導入して所属内の業務の効率化を図っているが、各所属の業務の性質上、特定の職員に業務が偏ってしまうことはやむを得ないと考える。しかし、それを理由に特定の職員に超過勤務時間が多いことを正当化すべきではない。業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討することとあわせて、超過勤務となる原因を分析し、その際、定型的な業務を整理し、マニュアル化するなど、定型的な業務の効率化が図れるよう検討すべきである。 また、部内の総務担当を兼務している職員については、総務担当としての業務内容の現状分析を行い、各部の共通する業務については一元化できる余地がない	平成27年度、簡素で効率的な組織再編を目的のひとつとして、組織機構改革を実施いたしました。業務内容や業務量等を精査した上で、必要な職員配置については、技術的に困難ではありませんが、現在、国においても検討中であり、今後その動向を注視しながら、対応してまいります。 なお、現在、定型的な業務や課内業務の質・量の平準化・効率化を図るため、業務改善運動を行う中でマニュアル化の取り組みの奨励、各部局に配属し、部局の裁量で各所属に配置するインセンティブアルバイト・インセンティブ人材派遣職員の配置、各所属の業務状況により自由に月8回設定するフレックスノー残業デーやロー残業マンス(19時退庁月間)の実施及び翌朝始業前超勤の推奨など、業務の効率化を進めています。 また、平成27年6月に策定した「八尾市行財政改革指針」において、適切な職員配置や業務執行のさらなる効率化の必要性をうたっており、上記の取り組みを進めるとともに、引き続き検討してまいります。	平成28年度の組織機構改革において、第5次総合計画後期基本計画期間において計画内容を着実に推進するとともに効率性の向上を図ることを基本とし、係体制の見直し等を行いました。業務内容や業務量等を精査した上で、必要な職員配置については、技術的に困難ではありませんが、現在、国においても検討中であり、今後その動向を注視しながら、対応してまいります。 なお、超過勤務の削減に向け、業務の効率化を進めるにあたり、定型的な業務や課内業務の質・量の平準化・効率化を図るため、業務改善運動を行う中でマニュアル化の取り組みの奨励、各部局に配属し、部局の裁量で各所属に配置するインセンティブアルバイト・インセンティブ人材派遣職員の配置、各所属の業務状況により自由に月8回設定するフレックスノー残業デーやロー残業マンス(19時退庁月間)の実施及び翌朝始業前超勤の推奨などの取り組みを進めてきたところですが、現在、「八尾市行財政改革指針」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、人件費総額抑制の観点から、超過勤務時間の上限設定など、より効果性の高い取り組みについて検討しております。

			かどうかを検討するなど、可能な限り業務が重複しないよう工夫すべきである。	
--	--	--	--------------------------------------	--

#### 4. 勤務の状況

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	人事課	(2) 勤怠管理	<p>①カードによる時間管理</p> <p>本庁においては磁気カードによる出退勤管理をおこなっているが、超過勤務を行わなかった場合には、退館時には磁気カードを通さないルールになっている。しかし、超過勤務手当の対象でない管理職の勤務状況を把握し、超過勤務を行っていないとする日についても勤務実態についての貴重なデータを把握するためにも、退館時も常に磁気カードを通して退館時間の把握を行うべきである。</p>	<p>管理職の時間外退庁時の管理については、平成21年度より本庁舎以外の出先機関についても、磁気カードによる出退勤管理を導入し、勤務状況の把握に努めておりますが、定時退庁時の出退勤管理に関する取扱については、今後も継続検討してまいります。</p>	<p>管理職の時間外退庁時の管理については、平成21年度より本庁舎以外の出先機関についても、磁気カードによる出退勤管理を導入し、勤務状況の把握に努めておりますが、定時退庁時の出退勤管理に関する取扱については、今後も継続検討してまいります。</p>

#### 【平成22年度】歳入の執行事務について

#### (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

#### 7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	住宅管理課	借上げ住宅の留意点について	<p>市では現在借上の公営住宅はない。ただし既存の公営住宅のうち老朽化が進み、現在公営住宅を建替えるか、あるいは民間が新設した住宅を全室借り上げることなどを検討していかなければならない。</p> <p>公営住宅を設置している地区は、近隣に民間事業者の賃貸物件がある場合が少なく、既存の賃貸物件の個室ごとの借り上げは現実には困難であるため、一棟全体の借上が必要になることが予想される。この場合、民間の建設コスト回収将来の入居率の低下に関わらず、市が実質全室賃料の入居保証し将来の負担を残すことのないように留意する必要がある。</p> <p>バブル経済で地価高騰した頃、中堅所得者層に対し地価高騰の影響が賃料に転嫁されることがないよう安定して住宅を提供し、また農地の有効活用する観点から国の施策として全国の住宅供給公社において借上賃貸住宅制度が推進された。生産緑地法に基づく農地の有効活用農家の土地オーナーに対し、賃貸用建物をオーナー借金により建設させ、公社から受ける借上期間の賃料保証(入居者100%を前提)を原資に建設資金を弁済し利益を得るというプランを提供した。</p> <p>ところが、①制度自体地価が高騰しつづけると仮定し、毎年入居者負担額が一定増加する設計であっ</p>	<p>現時点で、具体的に借上げ公営住宅の導入の計画はありませんが、借上げ住宅を活用する際には指摘事項に留意しながら検討することといたします。</p>	<p>平成 27 年度中の見直しを進めております住宅マスタープランにおいて、市営住宅による住宅供給だけでなく、厳しい財政状況や今後の人口動向を踏まえた民間賃貸住宅の有効活用といった新たな住宅確保要配慮者に対する支援を検討しております。</p>

			<p>たが、賃貸住宅の建設が完了したころにはすでにバブルがはじけ、地価は下落基調にあったため、遞増家賃が近隣相場に比して、高くなるころには入居者が減少していった。②公社は、入居者の支払う遞増家賃と公社が負担する毎年底減する所得補てん補助金の合計(家賃保証)をオーナーに支払うことで採算のとれるプランであったが、上記の理由で入居者が減少したため、その損失部分を公社が抱える結果となった。</p> <p>公営住宅の入居率は低下していくことが当然予測されるため、借上住宅の契約締結にはこの点を十分に念頭に置く必要がある。</p>		
2	住宅管理課	共益費の算定について	<p>共益費は要綱に基づいて計算しているが、社団法人日本住宅建設産業協会賃貸管理委員会の賃貸住宅における「共益費」のあり方に関する研究報告書には、共益費として考えられる項目が示されている。</p> <p>この共益費と市の共益費を比較した場合、共益費として収受すべきものを収受していないものが多数ある。市営住宅に居住する住民と市営住宅に居住しない住民の公平性を確保するためにも要綱の改正も視野にいれ検討すべきであると考えます。</p>	<p>平成 20 年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成 21 年度から現行の共益費を徴収しています。</p> <p>その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成 25 年度に検討を行った結果、金額改定を行わないことといたしました。</p> <p>今後は、次回の見直し時期に向け、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。</p>	<p>平成 20 年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成 21 年度から現行の共益費を徴収しています。</p> <p>その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成 25 年度に検討を行った結果、金額改定を行わないことといたしました。</p> <p>今後は、次回の見直し時期に向け、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。</p>

【平成23年度】教育行政における取組み等について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取組み等について

1. 学校規模の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取組み等の内容と改善の方針					
1	教育政策課	小規模校の適正化について	<p>小規模校が存在する中で、地理的条件等を考慮して監査人が再編可能であるとする学校園は次のとおりであり、規模の経済を享受しうる方策として検討すべきである。また、中学校が主体となって地域活動を実施するなどの地域性や、建替よりも建設費用が抑えられるなど効率性の観点から小中一貫校とすることが考えられる。次の2つのモデルでは(I 地区、II 地区)、幼稚園及び保育所も再編するモデルを想定している。</p> <table border="1" data-bbox="582 1380 1025 1497"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>学校園名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">I 地区</td> <td>A 中学校</td> </tr> <tr> <td>B 小学校</td> </tr> </tbody> </table>	地区	学校園名	I 地区	A 中学校	B 小学校	<p>高安中学校区における施設一体型小・中学校については、平成 28 年4月の開校に向け、八尾市議会において関連予算について議決いただき、現在、新校校舎棟等の耐震補強工事及び改修工事を行っています。また、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」において、引き続き、具体的な内容について検討を行っています。</p> <p>また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き、検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の</p>	<p>高安中学校区における施設一体型小・中学校については、平成 28 年4月の開校に向け、八尾市議会において関連予算について議決いただき、現在、新校校舎棟等の耐震補強工事及び改修工事を行っています。また、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」において、引き続き、具体的な内容について検討を行っています。</p> <p>また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き、検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の</p>
地区	学校園名									
I 地区	A 中学校									
	B 小学校									

			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>C 小学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>近隣の市立幼稚園</td> </tr> <tr> <td>II 地区</td> <td>D 中学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E 小学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>F 小学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>近隣の市立保育所</td> </tr> </table>		C 小学校		近隣の市立幼稚園	II 地区	D 中学校		E 小学校		F 小学校		近隣の市立保育所	<p>答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら引き続き、検討してまいります。</p>	<p>答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら引き続き、検討してまいります。</p>
	C 小学校																
	近隣の市立幼稚園																
II 地区	D 中学校																
	E 小学校																
	F 小学校																
	近隣の市立保育所																
		<p>これら2つのモデルケースにおいては、各学校の地域性などは考慮していないため、これらを考慮した学校規模の適正化計画を策定したうえで、関係者間の合意形成を図っていくことが望まれる。</p> <p>なお、各学校園の建物のうち最も古い建物の建築年度の翌年度から起算して60年後に建て替えることを仮定しているが、建替時期は単に築年数で決まるわけではないことにも留意が必要である。</p> <p>2つのモデルケースについて、小規模校のままそれぞれで運営する場合に発生する施設投資額の合計額は21,519百万円に上る。</p>															

## 2. 市立幼稚園の運営について

### (5)医療券(診療報酬請求書)について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
2	学務給食課	医療券使用に係るチェックを実施すべきである	<p>診療報酬の支払については、市に提出された医療券が根拠資料となるが、実際に医療券どおりの診療が行われたかどうかについては何らチェックが実施されておらず、就学援助制度における医療券の比重は高まっているため、適切な管理・監督を実施すべきであると考えます。</p> <p>なお、医療券のチェック方法としては以下のような方策が想定される。なお、これらの方策は専門性が高く、個人情報保護への配慮も必要であり、非常に困難と想定されるため、医療担当部署への実施依頼も検討すべきである。</p> <p>また、すべての医療券や医療機関について、以下のチェックを実施するのではなく、金額的な重要性やリスクを考慮して、サンプルベースで実施することが、費用対効果も勘案した中で現実的な対応と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関別の医療券使用状況の分析</li> <li>・ 健康保険のレセプト等関連する書類との照合</li> <li>・ 医療機関の視察、医療事務従事者に対する質問</li> </ul>	<p>公正、公平かつ継続可能な就学援助制度とするために、チェック方法を検討する過程の中で医療機関別の医療券使用状況につき、引き続き分析を進めているところです。</p>	<p>医療機関別の医療券使用状況につき分析を進めたところ、特定の診療科目に利用が多いことが分かりました。一方で近年、就学援助制度における医療費にかかる支出は減少傾向にあり、これらを踏まえ、費用対効果も勘案しながら、効率的な医療券のチェック方法について引き続き検討を進めてまいります。</p>

【平成24年度】水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について  
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 中長期的に持続可能な水道事業の経営に向けて

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	経営総務課 施設整備課	水道局全体としての経営計画の策定について	管路耐震化計画及びダウンサイジングの検討を含めた配水施設の更新を有機的に結合した中長期的な経営計画が策定されていない。 管路耐震化・配水施設の更新等を含めた総合的な中長期的経営計画の策定が必要である。	現在、国が主導しているアセットマネジメントの手法を使用し、管路耐震化・配水施設の更新等を含めた中長期計画となる経営計画を策定中です。	現在、国が主導しているアセットマネジメントの手法を使用し、管路耐震化・配水施設の更新等を含めた中長期計画となる経営計画を策定中です。 なお、中期経営計画の策定にあたり、平成27年12月に八尾市水道事業経営審議会を設置し、方向性や留意すべき項目等について外部委員の意見を求めています。

5. 経営管理体制の確立について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	お客さまサービス課 工事管理課	滞納債権の発生原因別の管理について	市水道局では、滞納債権を発生原因別に分類できるような管理をしていない。 滞納債権の有効な管理方法である、発生原因別の管理を行うことを検討すべきである。	引き続き、滞納整理の現場においては、個々の事案ごとではあるが、必要に応じて滞納者の生活状況等を聴取するなどして、滞納の発生原因の把握に努めております。 平成29年度から導入予定の新水道料金システムにおいては、滞納債権を発生原因別に分類できるように現在、システムの仕様について検討作業を行っています。	引き続き、滞納整理の現場においては、個々の事案ごとではあるが、必要に応じて滞納者の生活状況等を聴取するなどして、滞納の発生原因の把握に努めております。 平成29年度から導入する新水道料金システムにおいては、滞納債権を発生原因別に分類できるように現在、システムの仕様について、引き続き検討作業を行っています。

【平成25年度】公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について  
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 道路、橋梁及び水路・河川について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	都市整備課	ダウンサイジングに係る財政効果の試算	市では、都市計画道路について、将来の人口減少や社会情勢に適合するような見直しを、継続的に行っているところであるが、幅員については、見直しの決定にまでは至っていない。例えば「弥刀上ノ島線」の計画幅員は最大 25mと広い状況である。 人口減少が見込まれる現状において、将来の交通量予測が計画時よりも少なくなっている場合には、路線の建設が必要であっても、その幅員を減少させるかどうか(計画変更)の検討は必要である。	現在まで、選定路線の将来交通量の推計や法令に基づき、車線数や幅員構成を検討し、警察署や道路管理者等の関係機関と協議を行なっているところです。今後とも幅員縮小等に伴うコスト縮減による財政効果を発現できるよう努めてまいります。	現在まで、選定路線の将来交通量の推計や法令に基づき、車線数や幅員構成を検討し、警察署や道路管理者等の関係機関と協議を行なっているところです。今後とも幅員縮小等に伴うコスト縮減による財政効果を発現できるよう努めてまいります。

2. 下水道について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	下水道経営企画課	長期的な経営方針の立案及び中	下水道事業に係る長期的な経営シミュレーションが実施されていない。	平成27年度より公営企業会計を導入し、「経営戦略の策定」については、総務省「公営企業の	平成27年9月に「公共下水道事業経営審議会」を設置し、中長期的な経営戦略の策定につ

	長期的な経営計画の策定について	長期的な経営方針の立案及び中長期的計画の策定のためにも、10年を超える長期的な経営シミュレーションを実施する必要がある。	経営に当たっての留意事項」および「公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会報告書」に基づき検討に着手いたします。	いて、検討を進めております。
--	-----------------	--	---	----------------

**【平成26年度】生活保護事業に関する事務の執行について  
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について**

**1. 生活保護事業の実施体制**

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	より適切な生活保護事業執行のための体制整備について	大阪府の訪問調査基準回数に準拠した訪問を実施できていない等、人員不足が市の生活保護事業の執行にとって制約となっている。 市は、長期的にケースワーカーと査察指導員の増員を、当面は面接指導員やアルバイトの増員等、人員体制の整備を図ることが必要である。	生活福祉課職員を増員してきておりますが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。	生活福祉課職員を増員してきておりますが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。

**3. 支給手続**

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	生活福祉課	現金管理の徹底について	未渡しの現金の封筒について確認したところ、テープで封がなされていた。現金の入った封筒については、糊付け及び封印をし、より徹底した管理を行うべきである。また、封印した封筒を開封する場合は、その担当者を記録する等、管理を徹底すべきである。 また、封筒に貼付する名前ラベルについては、生活保護システムから出力されたものを使用すべきであり、金額が変更になった際についてもラベルを生活保護システムから出力できるように生活保護システムでの対応を検討すべきである。 さらに、現金管理リスクを軽減するため、現金の封詰めから現金の保管までの一連の現金管理について、銀行等に委託することも検討すべきである。	現金での窓口支給に際し、現金の入った封筒を糊付け及び封印するよう運用を変更いたしました。 また、封印した封筒を開封する場合は、新たに作成した管理表に該当受給者名、担当者、金額、処理内容等を入力することとし、紛失等の防止に向け、管理の徹底を図りました。 <b>(措置済み)</b> 封筒に貼付する名前ラベルについては、現在、生活保護システムの更新に向けた準備を進めており、新システムにおいて、システムから出力できる機能の導入を検討しております。 現金管理における委託業務につきましては、大阪府下の状況について検証を行いながら、導入の検討を行っております。	現金での窓口支給に際し、現金の入った封筒を糊付け及び封印するよう運用を変更いたしました。 また、封印した封筒を開封する場合は、新たに作成した管理表に該当受給者名、担当者、金額、処理内容等を入力することとし、紛失等の防止に向け、管理の徹底を図りました。 <b>(措置済み)</b> 現金管理のリスクを軽減するための委託業務導入につきましては、大阪府下の状況や費用について検証・検討を行った結果、費用面を勘案し、チェックに係る職員数を増員するなど、実施体制を強化することにより、現金管理のリスクの軽減を図ることとしました。 <b>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</b> 封筒に貼付する名前ラベルについては、生活保護システムの更新において、システムから出力できる機能の導入について検討いたしました。今回の更新時の導入については見送り、費用対効果の点から、他の手法も含めた検討を行っております。

## 5. 被保護者に対する訪問調査

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	生活福祉課	より適切な訪問管理の実施について	<p>ケースワーカーへの訪問調査の指導結果の顛末について、管理職や査察指導員による確認が実施されていなかった。訪問調査について、査察指導員や管理職による顛末確認を実施すべきである。</p> <p>また、現在の生活保護システムでは、訪問計画と実績の一覧形式での対比ができず、顛末確認に多くの時間を要するため、システム機能の充実も検討されたい。</p>	<p>査察指導員は、ケースワーカーに対する訪問指導の結果確認について、ケース記録を再度閲覧しなくても、顛末確認を一見して把握できるよう、新たに作成した「訪問進行管理表」により行うことといたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>現在、生活保護システムの更新に向けた準備を進めており、新システムにおいては、訪問調査の状況一覧がシステムから抽出できるような訪問管理機能の導入を検討しております。</p>	<p>査察指導員は、ケースワーカーに対する訪問指導の結果確認について、ケース記録を再度閲覧しなくても、顛末確認を一見して把握できるよう、新たに作成した「訪問進行管理表」により行うことといたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>現在、生活保護システムの更新に向けた作業を行っておりますが、その中で、訪問調査の状況一覧がシステムから抽出できるような訪問管理機能の導入に向けた準備を進めております。</p>

## 8. 生活保護費の返還と徴収及びその債権管理

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	生活福祉課	収納率の目標値設定等、早期の債権回収について	<p>市は、国庫負担金の精算時に、未調停の債権を考慮する必要がないため、分割調停を認めている債権で調停が未了であるものについては残高把握をしていないが、発生主義に基づいて債権管理を行うべきであり、今後はこのような債権についても金額を把握し、推移分析を行うことが必要である。</p> <p>一方で現在分割調停を認めている債権は収納率が悪化しており、調定した債権を現年内に回収することが重要となる。</p> <p>収納率の向上を図るため、債権管理チームを編成し、目標収納率を設定し、その向上を促進する取り組みを行う等の方法を検討することが求められる。</p>	<p>分割調定を行っている債権について、債権総額の推移状況の把握のために、今後、年度末において、把握を行う予定です。</p> <p>また、収納率の向上を図る取組みとして、債権管理を担当するグループが中心となり、滞納案件及び滞納状況を交渉経過から精査して、まず交渉可能な案件を抽出するようにいたしました。また、これに基づき、8月から訪問等による個別交渉を進めることとしました。</p>	<p>分割調定を行っている債権について、今後、年度末において、債権総額の推移状況を把握する予定です。</p> <p>また、収納率の向上を図る取組みとして、債権管理を担当するグループが中心となり、滞納案件及び滞納状況を交渉経過から精査して、まず交渉可能な案件を抽出するようにしました。また、これに基づき、8月から訪問等による個別交渉を進めております。</p>